



2020年9月8日

各 位

会社名 ボーソー油脂株式会社
代表者名 代表取締役社長 川崎 薫
(コード番号 2608 東証第二部)
問合せ先 常務取締役執行役員 市川 聡
(TEL. 047-433-5551)

**株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び
定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ**

当社は、2020年8月7日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2020年8月7日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2020年9月24日まで整理銘柄に指定された後、2020年9月25日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

2020年8月7日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

2020年9月29日をもって、2020年9月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の保有する当社株式185,106株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

1,480,844株

④ 効力発生前における発行済株式総数

1,480,852株

(注) 当社は、2020年8月7日開催の取締役会において、2020年8月28日付で自己株式125,148株(2020年6月30日時点で当社が保有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式

総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

8株

⑥ 効力発生日における発行可能株式数

32株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、昭和産業株式会社（以下「昭和産業」といいます。）以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関連法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を昭和産業に売却すること、又は会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2020年9月28日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する当社株式の数（以下「基準株式数」といいます。）に昭和産業による公開買付けに係る当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である1,080円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容は、2020年8月7日付当社プレスリリースをご参照ください。

- ① 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は32株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）、第8条（単元未満株式の売渡請求）及び第9条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、第11条（株式取扱規程）を変更し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は昭和産業1名となり、基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（基準日）を変更するものであります。

なお、本議案にかかる定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2020年9月29日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2020年9月8日(火曜日)
②	整理銘柄指定日	2020年9月8日(火曜日) (予定)
③	当社株式の最終売買日	2020年9月24日(木曜日) (予定)
④	当社株式の上場廃止日	2020年9月25日(金曜日) (予定)
⑤	本株式併合の効力発生日	2020年9月29日(火曜日) (予定)

以 上